

障害者等用駐車区画利用制度テレビCM放映等業務委託仕様書

1 総則

この仕様書は、「障害者等用駐車区画利用制度テレビCM放映等業務委託」（以下「本業務」という。）の実施にあたり、必要事項を定めるものです。

2 目的

障害者等用駐車区画利用制度は、障害者、難病患者、要介護認定者、妊産婦、けが人等の歩行困難な方を対象とした駐車区画の利用制度ですが、健常者による不適正利用等により、制度利用者が区画へ駐車することができないなどの問題も発生しています。

このため、障害者等用駐車区画利用制度CMを放映することにより、本制度の普及啓発を図り、駐車区画の適正利用、歩行困難な方の社会参加の促進に寄与することを目的とします。

3 契約期間

契約締結の日から別に定める日まで※

※受託者と協議の上、定めることとします

4 委託業務内容

本業務の実施にあたっては、実施計画書を策定のうえ、次の項目について業務を行ってください。

（１）業務範囲

- ①障害者等用駐車区画利用制度に関するテレビCMの放映
- ②障害者等用駐車区画利用制度に関する動画配信サービス等による独自提案
- ③テレビCM放映等に係る県等との随時の打ち合わせ、調整及び確認作業
- ④その他、障害者等用駐車区画利用制度を広く周知するための効果的な手法の提案等
- ⑤その他、本業務に必要な業務として別途協議の上、取り決めた業務

（２）県と受託者の業務分担

①県

- (ア) テレビCMの放映等に係る企画内容及び進捗状況の確認
- (イ) テレビCMの放映等に係る打ち合わせ、受託者への資料提供等
- (ウ) テレビCMの放映等に係る最終確認及び決定

②受託者

- (ア) テレビCMの放映等に係る企画、構成及びスケジュール等の提案
- (イ) テレビCMの放映
- (ウ) 動画配信サービス等による独自提案
- (エ) その他、障害者等用駐車区画利用制度を広く周知するための効果的な手法の提案等
- (オ) 必要に応じ、取材先との調整に係ること

5 テレビCM等の概要

（１）テレビCMの内容

県から提供予定（障害者等用駐車区画利用制度に関する動画）

※（２）の動画の15秒バージョン

（２）インターネット動画配信用データの内容（60秒）

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=uwmB8793nUY>

※インターネット動画配信を行う場合は、この動画を利用してください

※配信にあたっては、15秒バージョンの使用も可能です

(3) 放映の形態

①放映社

株式会社秋田放送、秋田テレビ株式会社※1 及び秋田朝日放送株式会社の3社とする。

※1 フジテレビ本社制作番組においては、CM放映を行わないこと（令和7年5月時点）※2

※2 ただし、放映時期の状況等により、※1 については要協議とする

②放映時期、放映数等

- ・放映時期には、障害者週間（令和7年12月3日（水）～12月9日（火））を含めること
- ・その他、周知に効果的な放映時期、時間帯、数を企画・提案し、委託者と協議の上放映すること

(4) 映像名義

企画・著作：秋田県

制作：受託者

6 本業務の業務報告等

次の成果品について、期日に従い県に提出してください。

委託業務完了届

部数：1部

提出期限：契約完了日まで

7 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含みます。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、本業務完了後となります。

(3) 再委託等について

- ①受託者は、本業務のすべて又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはいけません。
- ②受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は再委託先、再委託する内容等を事前に協議の上、県の承認を得るようにしてください。
- ③受託者は、②により再委託する場合には、秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者の中から再委託先の相手方を選定するよう努めてください。

(4) 業務の履行に関する措置

- ①県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合があります。
- ②受託者は、①の要求があったときは、その結果を要求のあった日から10日以内に、県に書面で提出するものとします。

(5) 権利の帰属等

受託者は、県の承諾なしに映像又は素材を他に流用することができないものとします。

(6) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいについて管理者の注意をもってその

情報を管理・保持するものとします。契約終了後も同様とします。

(7) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報等を取り扱う場合は、関係法令等を遵守してください。

8 その他

- (1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項などは、必要の都度、県と受託者が打ち合わせを行いながら進めますので、打ち合わせが実施可能な体制を整えてください。
- (2) 本業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがあります。